

# 相談センターだより

令和4年11月号(第91号)  
154-0023 東京都世田谷区若林4丁目14番29号  
NPO法人いきいきライフ相談センター  
TEL: 090-5203-3501  
Eメール: ozawa007a@yahoo.ne.jp

## 特定適用事業所該当の手続き

～短時間労働者に対する社会保険の更なる適用拡大～

令和4年10月から、新たに「特定適用事業所」となる事業所では、これまで健康保険・厚生年金保険の被保険者でなかった短時間労働者のうち、次の要件に該当する者も、健康保険・厚生年金保険の被保険者として取り扱う必要があります。

- ・1週間の所定労働時間が20時間以上
- ・月額賃金8万8,000円以上(年収106万円以上)
- ・学生でない

(勤務期間の要件は、通常の労働者と同様、「2か月を超える見込みがある」ことを適用。これまでの「1年超」との要件が撤廃されるため、注意が必要です。)

■更なる適用拡大の具体的内容/月額賃金8万8,000円以上とは?

月額賃金8万8,000円の算定対象は、基本給及び諸手当で判断します。

ただし、以下の①～④までの賃金は算入されません。

- ①臨時に支払われる賃金(結婚手当等)
- ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)
- ③時間外労働に対して支払われる賃金、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金(割増賃金等)
- ④最低賃金において算入しないことを定める賃金(精皆勤手当、通勤手当及び家族手当)

注意したいのは、ここでいう「月額賃金」は、「標準報酬月額」の基礎となる報酬月額」とは、算定方法が異なるという点です。

■「月額賃金」と「標準報酬月額の基礎となる報酬月額」との違いとは?

報酬月額には、労働の対償として経常的かつ実質的に受けるもので被保険者の通常の生計に充てられる全てのものが含まれます。

このため、短時間労働者の被保険者資格の取得に当たつての要件(月額賃金が8万8,000円以上)の判定の際に算入しなかった諸手当等も加味して報酬月額を算出します。

たとえば、「通勤手当」については、「月額賃金」には算入しない、「標準報酬月額の基礎となる報酬月額」には算入するということになります。

適用拡大の実施に伴い、新たに被保険者資格を取得する短時間労働者がいる場合、その被保険者資格取得時の「標準報酬月額の基礎となる報酬月額」を算出する際には、「月額賃金」の算出方法と混同しないようにしなければなりません。

### ■特定適用事業所該当・不該当の手続き

適用事業所で使用される厚生年金保険の被保険者の総数が、直近1年のうち6か月以上100人を超える場合、特定適用事業所に該当します。

### 法人事業所の場合

同一の法人番号を有するすべての適用事業所を代表する本店または主たる事業所から、特定適用事業所該当届の届出をします。

### 個人事業所の場合

各適用事業所から、特定適用事業所該当届を提出することになります。

特定適用事業所該当にともない、新たに被保険者資格を取得する短時間労働者がいる場合は、各適用事業所がその者にかかる被保険者資格取得届を提出する必要があります。

特定適用事業所に該当したにもかかわらず、特定適用事業所該当届を届け出なかった場合は、対象の適用事業所を特定適用事業所に該当したものとして年金機構より「特定適用事業所該当通知書」が送付されます。

～紹介状なしで大病院を外来受診する場合の患者負担が引き上げられています～

原材料価格の高騰や円安により、食品や生活用品の度重なる値上げが行われています。帝国データバンクの調査によれば、10月は年内最多の値上げが行われる月となっていて、食品だけでも6,500品目で値上げが行われるということです。一方、11月以降の値上げは年内2番目の少なさとなり、値上げの波はいったん落ち着く気配を見せています。

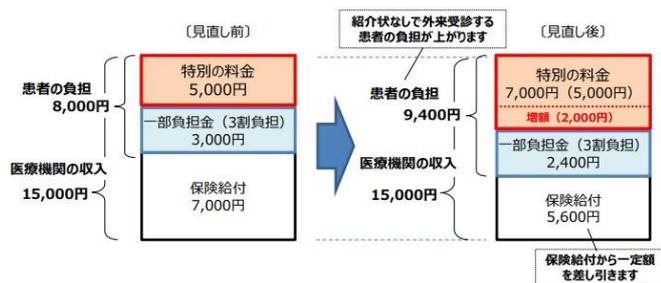
■紹介状なしでの大病院の外来受診も患者負担引上げ  
10月からは、紹介状なしで大病院を外来受診する場合の患者負担の引上げも行われています。

これは、一部の病院への外来患者の集中を避けるため、一定規模以上の対象病院については、紹介状を持たずに外来受診した患者等から徴収することとされている「特別の料金」が見直されたことによるもので、対象病院の拡大も行われています。

■具体的な見直しの内容は？

「特別の料金」は、これまで医科の初診が5,000円以上、再診が2,500円以上でしたが、初診が7,000円以上、再診が3,000円以上へと引き上げられています。歯科でも、初診が3,000円以上、再診が1,500円以上から、初診が5,000円以上、再診が1,900円以上へと引き上げられています。対象病院としては、これまでの特定機能病院、地域医療支援病院（一般病床200床以上）に、紹介受診重点医療機関（一般病床200床以上）が加えられています。

厚生労働省では、この見直しに伴いリーフレットを作成し、まずは住んでいる地域の医療機関を受診し、必要に応じて紹介を受ける等、医療機関の機能・役割に応じた適切な受診を行うよう、呼びかけています。



～副業・兼業の実態調査と導入の検討に向けて～

先ごろ、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」パンフレットの改訂版が厚生労働省から公表されました。7月に改訂された兼業副業ガイドラインの解説や副業・兼業に関するモデル就業規則の規定、各種様式例がまとめられています。こうしたことを踏まえ、従業員の副業・兼業の許可を検討する企業もあると思います。その前提として、副業等の実態がどうなっているのかは押さえておきましょう。

■パーソル総合研究所の調査から

2021年の調査になりますが、パーソル総合研究所が従業員10人以上の企業に対して行った調査によると、次のような実態がわかります。

【企業側】

・副業の全面禁止は45.1%。容認（全面・条件付き）は55.0%で、2018年より3.8ポイント微増。

・副業人材を実際に受け入れているのは23.9%、受入れ意向はあるが現在受入れがないのは23.9%、受入れ意向なしは52.3%

【従業員側】

・実際に副業をしている人は9.3%（年収1,500万円以上の高所得層に多い）

・現在していないが副業意向がある人は40.2%（低所得層になるほど多い）

・動機は職種によらず、「収入の補填」が最多。この調査では、他に過重労働リスクにつながりにくい副業の特徴と、職場支援のあり方などについても報告されています。

～令和4年分の年末調整は昨年と同じ手順～

令和4年も残り数か月となり社員の所得税に関する年末調整の時期も近づいてきました。

国税庁は、9月の末頃に「年末調整がよくわかるページ（令和4年分）」を開設しています。

今年の年末調整においては、昨年からの大きな変更はありませんが、手順等について、「年末調整がよくわかるページ」を確認しておきましょう。

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>